

## 4月から新しい仕組みが始まりました

住まい 医療 介護 予防 生活支援

# 一体で自分らしく暮らせるまちへ

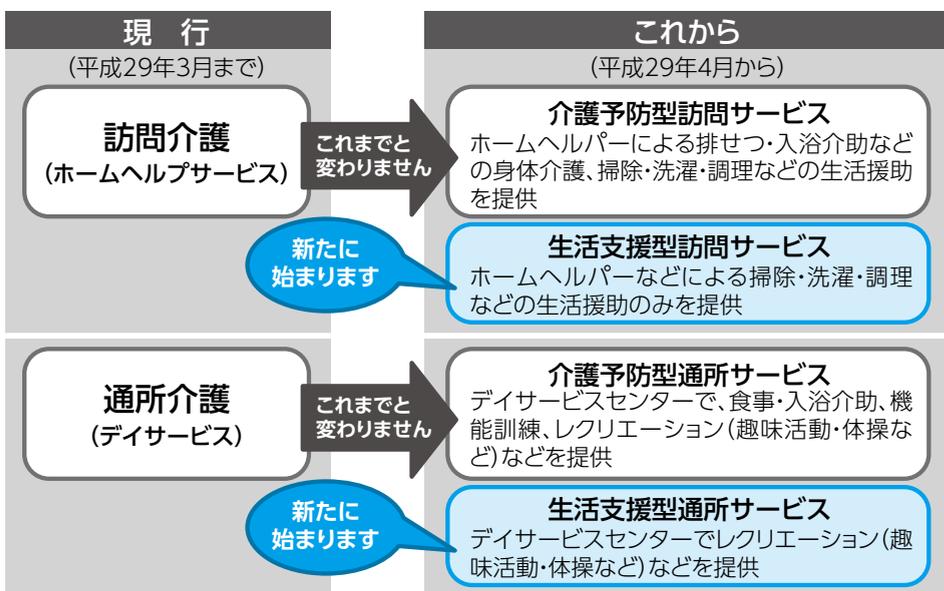


団塊の世代が75歳以上となる2025年をめどに、重度な要介護状態となっても可能な限り住み慣れた地域で生き生きと安心して暮らしていけるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される体制（地域包括ケアシステム）作りを目指します。

### 平成29年4月から 要支援1・2の人の訪問介護と通所介護が 新しい仕組みになりました

介護保険法の改正により、要支援1・2の認定を受けている人の訪問介護（ホームヘルプサービス）と通所介護（デイサービス）が、これまでの保険給付から**介護予防・生活支援サービス事業**に移行します。

介護予防型訪問・通所サービスとして、これまでのサービスを引き続き利用できるほか、身体状況や生活状況により、新たに基準を緩和した生活支援型訪問・通所サービスも選択できるようになりました。



### Q & A 新しい仕組みへ移行したらどう変わるの?!



**Q3** 新たに始まる生活支援型のサービスは、これまでと何が違うのですか?

**A3** 新たに始まるサービスは生活支援が中心で、身体介護を提供しないサービスになります。

**Q1** 今、要支援認定(1・2)を受けていて、ホームヘルプサービスやデイサービスを利用していますが、このまま利用し続けることはできるのですか?

**A1** これまでのサービスを引き続きご利用いただけますので、ご安心ください。

**Q4** 新しいサービスは、いつから選択できるのですか?

**A4** 4月からサービスを選択できるようになりました。サービスの利用にあたっては、担当のケアマネジャーにご相談ください。

**Q2** 訪問看護や福祉用具貸与など、ホームヘルプサービス・デイサービス以外のサービスは変わらないのですか?

**A2** 変わりません。訪問看護、福祉用具貸与、通所リハビリテーション(デイケア)などは、これまでと同様にご利用いただけます。

**Q5** 今回、初めて要介護認定の申請をしようと思いますが、その場合は新しいサービスしか受けられないのですか?

**A5** 今回初めて要支援1・2の認定を受けた人についても、これまでどおりのサービスと新しいサービスのどちらでも選択することができます。なお、サービスを受けるには、必ず要支援認定が必要です。

## 地域包括ケアシステムへの取り組み

市内10カ所に設置している地域包括支援センターを中心に地域包括ケア体制作りを進めており、介護・福祉などの関係機関や団体、地域の皆さんにご協力をいただきながら、高齢者への介護・予防・生活支援などの事業に取り組んでいます。

### 新規 介護予防・生活支援サービス事業

全国一律の予防給付のうち、「訪問介護」と「通所介護」は地域支援事業に移行し、これまでどおりの「介護予防型の訪問および通所サービス」に加え、新たに基準緩和した「生活支援型の訪問および通所サービス」を導入します。

### 新規 在宅医療・介護連携推進事業

医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者へ在宅医療と介護を一体的に提供できるよう、医療機関と介護事業所などの関係者の連携を推進します。

### 新規 認知症施策推進事業

地域包括支援センターに「認知症初期集中支援チーム」「認知症地域支援推進員」を配置し、認知症高齢者に対する初期集中支援や相談体制を強化します。

### 新規 生活支援体制整備事業

ボランティアなどの生活支援の担い手の養成・発掘やネットワーク化などを行う「生活支援コーディネーター」の配置(市社会福祉協議会に委託)や地域の支え合い活動を話し合う場として「協議体」を設置していきます。

### 見直し 介護予防事業

高齢者に対し「運動器の機能向上」や「口腔機能の向上」などの事業を実施することにより、要介護状態への移行を防止するとともに地域での自主的な介護予防活動につないでいきます。

### 見直し ふれあい・いきいきサロン事業

介護予防に取り組む住民主体の通いの場を支援し、介護予防活動を地域に広げ高齢者の心身機能の維持向上を図ります。

## 介護や予防などについての相談は 地域包括支援センターへ!

要介護認定の手続きや認知症など、高齢者の生活全般に関する相談はお住まいの地域の『地域包括支援センター』をご利用ください。

担当地区	名称	所在地	電話・ファクス
湯山・五明・伊台・道後・湯築・桑原	地域包括支援センター 桑原・道後	持田町一丁目3-30	☎993-5666 ☎993-5668
石井東・石井西・浮穴・久谷	地域包括支援センター 石井・久谷	井門町374-2	☎957-0808 ☎957-3303
久米・小野	地域包括支援センター 小野・久米	南土居町67-1	☎970-3761 ☎975-7620
番町・八坂・東雲・素鷲	地域包括支援センター 東・拓南	築山町5-11	☎915-7760 ☎915-7763
新玉・雄郡・清水・味酒	地域包括支援センター 城西・勝山	清水町三丁目15	☎911-1135 ☎911-1140
余土・垣生・生石・味生	地域包括支援センター 西	別府町177-1	☎953-3888 ☎952-3890
宮前・三津浜・高浜・興居島	地域包括支援センター 三津浜	祓川二丁目10-23	☎953-1130 ☎953-1150
中島	地域包括支援センター 中島	中島大浦1626番地	☎☎997-0454
和気・潮見・堀江・久枝	地域包括支援センター 城北	内宮町552-1	☎911-8005 ☎911-8006
浅海・立岩・難波・正岡・北条・河野・粟井	地域包括支援センター 北条	河野別府937-1 市北条社会福祉センター内	☎992-0117 ☎992-0118